

分譲マンションの計画的な修繕を支える 墨田区分譲マンション計画修繕調査支援制度のご案内

分譲マンションの計画的な修繕を促進するため、長期修繕計画の見直し、建物劣化診断等に係る調査費用の一部を補助します。



申請要件

以下の要件を全て満たしている必要があります。

- 建築後5年以上経過した区内分譲マンションの管理組合であること。
- 「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」で規定する管理状況の届出書が提出されていること。
- 管理組合が適正に運営されていること。
- 管理規約が整備されていること。
- 管理組合の集会において、調査について決議されていること。
- 過去3年以内に、本制度による補助を受けていないこと。
- 調査終了後の完了報告を申請と同一年度の2月末までに行えること（裏面参照）。

対象となる調査

マンションの**共用部分**について実施する次の調査とします。

- ① 屋上又は屋根、バルコニー、外部廊下、各種目地材の防水及びその他の防水に関する調査
- ② 外壁、内壁、天井及び床並びに付属建物の壁面及びその他の壁面（窓等を含む）に関する調査
- ③ 手すり、各種扉、階段、配管等の鉄製品、金属製品及び配線等に関する調査
- ④ 給配水管及びその他の給排水設備に関する調査
- ⑤ 長期修繕計画の策定又は改定
- ⑥ 建物調査に基づく改修計画の作成
- ⑦ その他のマンションの計画的な修繕に必要な調査であって、区長が必要と認めたもの

※1回の申請で複数の項目をまとめて申請することも可能ですが、その場合でも上限額は変わりません。

補助金額

調査に要した費用（税込）の**1/3以内**で、**50万円**を限度とします。

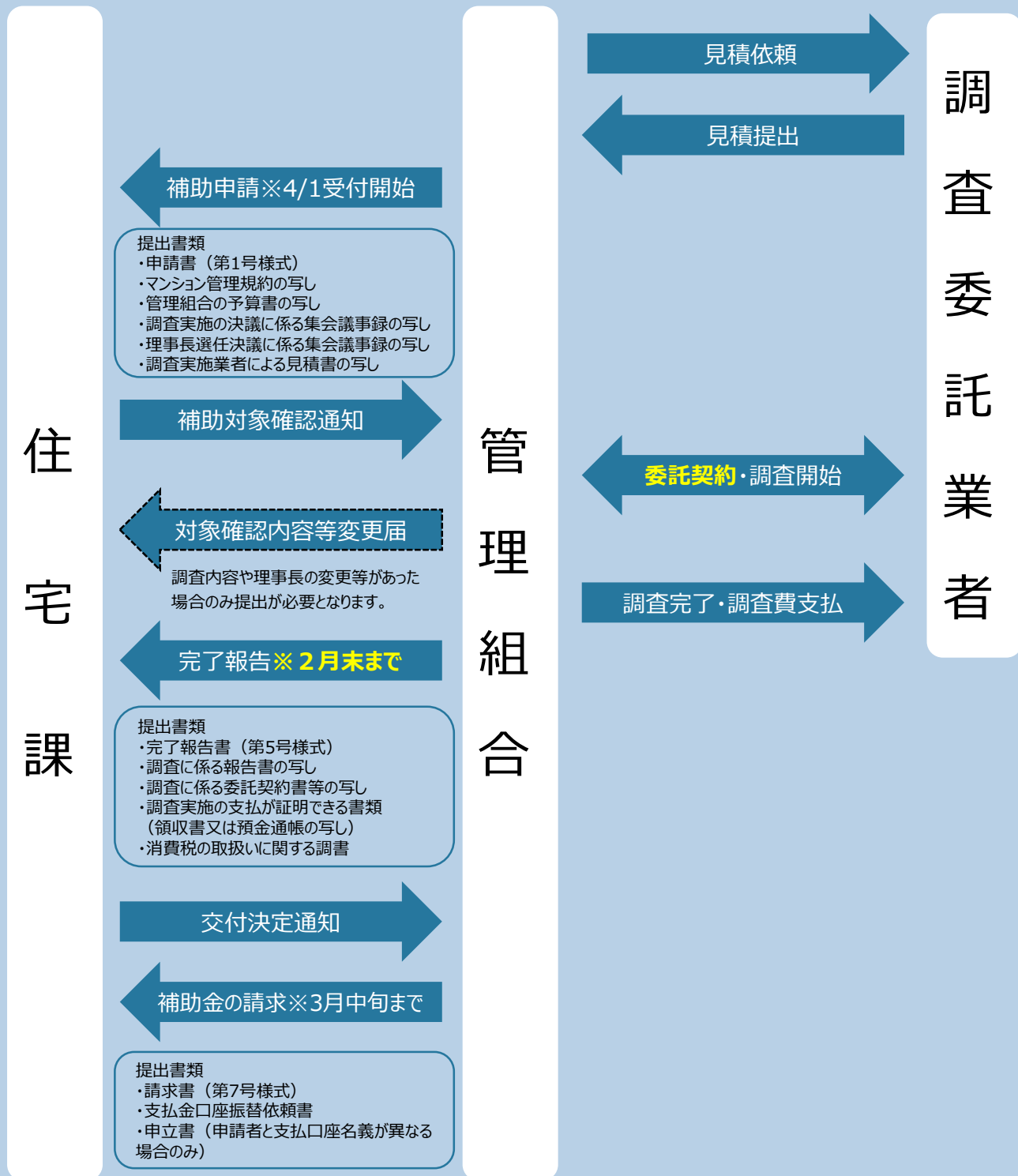
※店舗や事務所等、住宅以外の用途部分に要した費用は除きます。

手続の流れ

裏面をご確認ください。

手続の流れ

委託契約前に申請が必要です。申請をご検討の方は、事前にお問合せください。



<書類提出先・問合せ先>

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区都市計画部住宅課 計画担当

☎ 03-5608-6215 ✉ juutaku@city.sumida.lg.jp

